

# 障害乳幼児の療育に

# 応益負担を持ち込ませない会

No. 54

## 会報

編集／〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション

編集発行責任者／池添 素 rakuraku@dream.jp

持ち込ませない会 HP <http://www.nainet.or.jp/news/opinion/child/index.html>

発行：2024年8月1日

### 目次

1P … 金閣寺

2～3P… ちょっと待つて！「こども誰でも通園制度」

4～5P … こども家庭庁が『令和6年度版こども白書』を国会に報告

6P … 複雑な報酬改定 遅すぎる連絡 遠ざかる公的責任

7P … 保育と療育の連携について

8P … 大阪の乳幼児関係者で手をつなごう

9P … 親子で安心して療育を受けられるように

10P … 新刊&セミナー紹介

金閣寺

全障研で資料整理の仕事をしていると、21世紀に入ってまもなく、意見書や声明という文字が目立って多くなることに気づきました。子ども分野もその一つ。支援費制度、自治体の通園事業の改変、そして障害者自立支援法、契約制度に報酬制度などなど。最初のあたりから数えると、かれこれ四半世紀。あのころ、「この子のために」と声を上げてくださったみなさんのお子さんも、学校生活を送り大人になっているのですね。「生きること、育つことに応益負担はおかしい」と始まったこの会ももうすぐハタチ（2005年5月12日が結成日）。自立支援法の根っこは簡単には抜けません。そればかりか、障害乳幼児の発達を保障しようとする取り組みとの矛盾はますます深くなっていて、それが改正児童福祉法と今回の報酬改定に如実に現れていると実感します。でも、カサン、コベツシエンが飛び交う中でも、いえ、矛盾が深いからこそ、私たちは力を蓄えている！ つないだ手は放さない！ 今号は、各地の取り組みが満載です。さあ、5年ぶりの対面での全障研全国大会、そして新しく出版される本。三冊はすべて、発達や保育・療育がメインテーマです。暑さに負けないで、頭と心への栄養を！

副代表 中村 尚子

ちょっと待って!

## 「子ども誰でも通園制度」

代表 白石 正久

### ◎「誰でも通園」とは

「子ども・子育て支援法」が可決されました。財源として、健康保険にプラスして請求される「子ども・子育て支援金」が議論になりましたが、私は、「こども誰でも通園制度」(以下では「誰でも通園」)に、弛まず異議を唱えていくつもりです。

「誰でも通園」の経過と概要は、本会報第52号で近藤直子さんが詳細しています。親が就労していなくても、6か月から3歳未満の乳幼児(以下では未満児)が、月10時間を超え、保育園等を利用できるといえるものです(本年度から2年間の試行的事業)。2026年度から本格実施され、保育所等だけではなく、「確認」された事業所ならば、「誰でも開業することができま

す」。障害児の通所支援がそうであったように、利潤第一主義の事業体の参加が拡大していくことでしょう。

今のところ、定期利用と自由利用(スポット利用)などがあり、そのミックスも可能とのこと。自由利用とは曜日、時間などを定めず、スマホのアプリなどで空きを確認し、予約を入れるものです。率直に、ペトホテルの予約方法と何ら変わりません。

私は、未満児の保育を否定するつもりはありません。それどころか、憲法の定める「法の下での平等」を力に、女性の働く権利の実現をめざして、1970年前後から取り組まれてきた「共同保育所」等に始まる保育実践は、未満児も、生活リズムを自らのものにし、日課と集団のなかで豊

かに発達することを、私たちに教えてくれました。

### ◎子どもの身になって考える

しかし今でもそうですが、未満児の入園には、不安で泣き叫んだり、駄々をこねる子どもを優しく受けとめ、楽しい生活や遊びを用意して、不安が期待に転換していくように「慣らし保育」が取り組まれていくのです。毎日通っても、その環境に慣れて、バイバイして親と分離できるようになるまでには、ていねいな保育と長い時間が必要です。

実際、6月5日「毎日新聞」では、試行的事業での「誰でも通園」で、「初めての子どもは泣きっぱなしになる。保育士がかかりきりになれば、他の子どもをみる余裕がなくなる。保育の質が担保できない」とのある保育園の声が寄せられています。限られた通園回数やスポット利用では、子どもにとってはいつでも「初めて」のようなものなのです。そ

の結果、個人差はありますが、子どもの心は混乱し、不安と抵抗に陥り、受け入れる保育の現場にも混乱をひきおこします。また家庭に帰っても、その心理を引きずってむずかる子どもに親も苛立ち、生活そのものの不安定化をひきおこすことにはならないでしょうか。

国会での議論、報道などを見る限り、この制度を子どもの身になって考えている論点は見当たりません。「こども基本法」「児童福祉法」第1条で「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と書き、「こども家庭庁」は「子どもまんなかの社会の実現」を標榜しているのに、肝心な子どものことを具体的に想像し、子どもの立場に立って「子どもの最善の利益」を追求する姿勢が、わが国の政治や行政には、まったく欠けています。「子どもの立場に立って」とは、まず、子どもの身になって起こり得ることを具体的に想像してみることです。そして、「児童の権利に関する条

約」の定める、子どもの生命、生存、発達という権利を守ることができるときを、真剣に考えることです。

### ◎母子保健制度、親子教室、

#### そして集団保育

「誰でも通園」は、「預かり」ではなく「子育て支援」だとされていますが、実態は簡易な「預かり保育」です。独りでいる親は、離乳食の進め方、寝かせ方、「泣き」の受けとめ方、遊び方、育ちの不安などへのアドバイスを、いつでも、ゆっくり、なんでもしてくれる「子育て支援」の場を求めています。「誰でも通園」でのわずかな時間と体制では、きわめて不十分です。自治体の保健センターなどでの乳幼児健診の育児相談や他の親子との交流、具体的な「子育て支援」の場である「親子教室」などを、国と自治体の責任によって国の隅々に充実させるべきなのに、民間の保育園などと保護者の個人的な契約による「サービス利用」に委ねるの

は、行政の役割や責任の放棄です。

「未満児も集団のなかでこそゆたかに発達する」と言いながら、「誰でも通園」を批判するのは矛盾だと言われるかもしれません。それに対して私たちは、こう応えます。子ども発達は、発達の段階に応じて心理的安定を図りながら、安心できる人間関係と活動を拡げていくていねいな社会化の過程です。そのとき、子どもだけではなく、親もつなかりを拡げて社会化していくのです。その発達の道すじを明らかにしてくれたのが、未満児へのていねいな集団保育でした。「誰でも通園」のような限られた時間、子どもの心理への配慮のない受け入れ方では、発達の妨げになってしまうことは明らかではないでしょうか。

先に述べたような「親子教室」で親子ともに社会の一員になり、その経験に支えられて、不定期、不安定なスポット利用ではない集団保育を、文字通り「誰でも」利用できる

制度へと改めていくべきです。

### ◎保育の基盤条件の改善を

「誰でも通園」は、「一時預かり事業」と同じに、保育所の配置基準に準じることです。そもそも、保育所の配置基準は貧弱すぎます。0歳児は子ども3人に保育士1人、1・2歳児は6人に1人です。しかも「誰でも通園」では、「一時預かり事業」と同じに保育士資格をもたない職員の配置が半分まで認められます。保育中の午睡、給食などでの



窒息事故の多発を例示するまでもなく、専門性の必要な保育に対して、あまりにも脆弱な条件です。さらに、未来の保育を担う短期大学、専門学校等の保育士養成課程が、次々と募集停止している原因でもある、保育士の専門性や労働条件を軽視する政策に、厳しい目を向けたいと思います。

この制度の土俵にのって、それを子どもや親本位の良いものにしていく議論に踏み出すべきという意見も耳にします。しかし、この制度の土俵にのぼるときには、一つには子どもの人権をかくも軽視する制度を肯定するのか、二つには保育の公的責任からの逸脱、利潤第一主義という隠れた意図に本格的に道を開いていいのかと、私たちは未来の子どもたちから厳しく問われているように思うのです。

(Facebook「野の花こども館」の投稿に加筆・修正しました)

# こども家庭庁が『令和6年度版こども白書』 を国会に報告

副代表 近藤 直子

6月21日「こども家庭庁ホームページ」情報・更新欄に、「我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施状況」(『令和6年度版こども白書』)がアップされました。全部で263頁、2部構成になっています。1部が「こどもをめぐる状況」で2章構成になっており、1章が「こども・若者を取り巻く状況」で、2章が「こども施策の総合的な推進」です。2部は「政府が講じたこども施策の実施状況」で4章構成になっており、1章が「ライフステージを通じた重要事項」で、5節に「障害児支援・医療的ケア児への支援」がまとめられています。2章は「ライフステージ別の重要事項」、3章が「子育て当事者への支援に関する重要事項」、

4章が「こども施策を推進するために必要な事項」です。

同じ日に『令和6年版障害者白書』も発表されましたが、その68頁から72頁が「障害のある子供に対する福祉の推進」についての記事なので、こちらも参照してください。

こども家庭庁が「こども」なのに対して厚労省が「子供」なのは、縦割り行政の現れかななんて思っています。

いずれにしても、どちらの文書もホームページでとれるので、学習会などをもって関係者で検討していただきたいのですが、私に関係する障害乳幼児分野と母子保健分野について私見をまとめました。参考にしてください。

2部1章5節、障害児支援・医療

的ケア児への支援

ここでは、本紙53号で中村さんが「通所支援」の報酬改定についてまとめた内容に加えて、経済的支援として「補装具費支給制度の所得制限を撤廃」したことが挙げられています。あとは児童発達支援センターの地域支援、ア、保育所等への巡回支援の充実、イ、インクルーシブの推進、そしてエ、家族支援の充実及び関係機関の連携強化をうたっていますが、報酬単価の低下に関しては中村さんの指摘の通りです。地域支援の強化に取り組むにはそれなりの人的体制が必要なのは、これも53号で名古屋の加藤さんが書いてくれていますので、参照してください。ウで、医療的ケア児の家族のレスパイト、医療的ケア看護職員増員に触れています。

就学前児については2020年度以降、学童保育については2022年度より補助を拡充したことに触れています。

『厚労省白書』では加えて、保育所及び放課後児童クラブにおける障害のある子の受け入れに関して、

1章6節は児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラへの支援がタイトルですが、「こども家庭センター」で、新たに支援を要することも、妊産婦などへのサポートプランの作成や、民間団体と連携しながら支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開発を担うことが書かれています。具体的には、家庭支援6事業「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」(以上2022年改正児童福祉法)「子育て短期支援事業」「一時預かり事業」「養育支援訪問事業」について、2024年度より市町村は特に支援が必要なものに対する利用勧奨・措置が実施できることになりました。これらの事業は「問題のある家庭」の虐待予防に重点が置かれ

ていますが、妊娠中にわかる障害や、ゼロ歳児期からの障害児支援、「育てにくさ」を感じる子育てへの支援にどれだけ活かしているのか、更に検討が必要です。親子で楽しく過ごすことよりも、どちらかという保護者のレスパイトや相談に乗ることがメインになっています。

2部2章1節、こどもの誕生前から幼児期まで

こども家庭庁「性と健康の相談センター事業」では、予期せぬ妊娠に悩む若年妊婦などへの支援として、啓発事業、「スマート保健相談室」、「産前・産後母子支援事業」「特定妊婦等支援臨時特例事業」を実施しているけれど(168頁)、若年出産は何故生み出されるのか、その背景に貧困と性教育の遅れがあることに関しての指摘が無いのは残念です。

さらに、周産期医療と母子保健の連携推進のために2024年度から2029年度までの「第8次医

療計画」を通じて、都道府県が中心になって進める周産期医療に関する協議会への幅広い関係者の参画や、協議会と小児・母子保健等に関する協議会の情報共有を図る(166頁)ことが書かれています。出生前や出生後早期にわかる障害のある子の子育てを応援する具体策に関して述べられていないのが残念です。医療関係者が中心の組織のため、福祉との連携の強化に関しては、都道府県に声を挙げる必要がありそうです。

乳幼児健診に関しては1か月及び5歳児の健診実施のための国庫補助事業を創設しました(169頁)。1か月健診で疾病・異常を早期に発見し適切な指導と保護者の育児相談・助言を行うのですが、保健師が参画する健診でなければ、単なる「発見」に終わることが予想されます。親は親仲間と出会い、乳児は穏やかに気持ちよく過ごそう「ゼロ歳児教室」に繋げて欲しい

ものです。5歳児健診は、「心身の異常の早期発見や育児上問題となる事項を確認し必要な支援に繋げる」ことになっていますが、「心身の異常」という表現が「医学モデル」でカチンとききました。3月29日に出された通知「5歳児健診の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について」では、発達障害の早期発見のために医師等による医学的な見立てが重要で、フォローアップは従来の福祉施策の活用などを「こどもセンター」等で考えることになっています。保育園等の集団生活でしんどさを感じている子どもが、楽しく日々を過ごすための手がかりを見つけるための健診でなければ、親子を追い詰めるだけではないでしょうか。必要な支援とは何かも含めて、医師主導の「医学モデル」が強くなりがちやなあと思っています。

170頁には、保育がらみで「地域子育て支援拠点事業」の推進と

「こども誰でも通園制度」が掲載されています。176頁からは「保育士の処遇改善」「保育士配置基準の改善」等が掲載されていますが、「制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について」という文章を読んで、「75年間一度も」と書くのならば、なぜそうなっていたのか、そのことをどう評価しているのか、書いて欲しいものだと思いました。



**複雑な報酬改定 遅すぎる  
連絡 遠ざかる公的責任**

**乳幼児親子教室  
(東京都江東区) 平野浩子**

ました。そんな中で、特に気になっ  
た点を書きます。

**公表される時期が遅い！  
詳細がわからない！**

報酬改定のたびに、詳細の発表  
が遅くなっています。そして加算が  
複雑になっています。今回は、加算  
の条件の「留意事項」や「Q&A」な  
どは、年度が変わってから、五月雨  
式に出してきました。次から次に出  
くると、一つの通知だけでは加算  
の細かい条件を正確に理解するの  
は難しく、行きつ戻りつしながら膨  
大な文章を読み解かなければなり  
ませんでした。皆さんのところで  
は、いかがでしたか。

これまでの報酬改定では、3月  
末に東京都の説明会に参加しまし  
た。しかし今回は、大卒の説明が  
YouTube 配信であるとメールの  
連絡が届いただけ。参加型の説明  
会は開催されませんでした。その  
YouTube 配信も詳細は後日とい

うことで、東京都からまとめて全  
体像が説明された記憶がありません。  
質問はメールで行わなくてはな  
りません。その宛先を探すのも一  
苦労でした。

**事業指定における公的責任の後退**

最初にふれたように、私たちは  
社会福祉法人で新規指定申請を行  
いました。東京都は障害福祉サー  
ビス等事業者指定申請受付等事業  
(いわゆる「指定業務」)を2023  
(令和5)年度から直接責任をもつ  
て行わず、公益財団法人東京都  
福祉保健財団(財団)に委託しま  
した。私たちの指定申請は「財  
団」に問い合わせてすすめてきた  
わけです。担当者の方は一生懸命、  
業務をされていました。「マ  
ニユアル」にないことは、何度も何  
度も確認し、やり取りせざるをえ  
ません。申請段階では2024年  
度の報酬改定は加味されません  
から、1月頃に出ていた情報で新

年度からの報酬改定に伴う内容  
を「財団」に質問しても「わかりま  
せん。今の指定基準でお願いしま  
す」という回答です。

つまり事業申請の実務を古い  
基準で行い、4月になって1週間  
程度で、新しい報酬改定にそった  
届出の業務を行うことになりました。  
法律にのっとった事業の指  
定業務を行政が直接責任をもた  
ないで委託することにどんな意味  
があるのでしょうか。

報酬改定の中身にも指定基準に  
も疑問はたくさんあります。ほん  
とくに、子どもや保護者の願いがわ  
かっている人たちが制度を構築し  
ているのか！「子どもの権利」を守  
っていく責任を「公」が担いたくない  
意図が見え隠れしていることに、危  
機感を感じています。子どもが育つ  
ていくことの「社会的責任」とその  
中での「公的」な役割とは何か？そ  
の辺りを明らかにしていくことが、  
今、必要だと切に思います。

「児童発達支援」「放課後等デイ  
サービス」「相談支援」の事業を、3  
カ所の事業所で行っている東京の法  
人に勤務しています。2024年4  
月から新しい報酬になることは承  
知していましたが、この夏まで嵐の  
ような日々を駆け抜けてきました  
た。うちの特別な事情もあるのです  
が、昨年度までの実施主体であった  
NPO法人を解散し、地域の社会  
福祉法人に移行する時期が重なっ  
た4月でした。業務を担っている職  
員や事業は変わらなくても、すべて  
の事業を移行先の社会福祉法人と  
して指定申請を行ってきました。3  
年に一度、見直しされる報酬改定  
に振り回されているなど自覚しな  
がらも、振り落とされないように必  
死で、しかし結局、振り回されてき

# 保育と療育の連携について

パーチエ梅小路（京都）

坪倉 吉隆

『子どもの発達と子育てを支える療育ネットワーク』は、京都市内の児童発達支援センターや児童発達支援事業所と繋がり合い、行政と一緒に様々な課題を共有したり、考え合いたいと思いつきました。会議の中で、連携の難しさについて思いが出されました。

今年度の報酬改定では、児童発達支援センターが中核的な役割を果たすように記されたり、様々な関係機関との連携の加算が追加され、並行通園先との連携がより推奨されています。しかし、保育園や幼稚園にはあまり周知されておらず、混乱している園側の声もよく聞きます。

そこで『保育と療育の連携を考える』～子どもの願いを分かり合いたい、子育てを支えるために～と題

し、連携の在り方をテーマに学習会を企画しました。児童発達支援センターや事業所、保育園や幼稚園から130名以上の参加がありました。

まずは、行政より京都市子ども家庭支援課から、連携の制度についての説明をいただきました。次に、京都市保育園連盟の統合保育委員会より、各保育園に、療育との連携の現状や要望についてアンケートをとった結果の報告をしていただき、その後、児童発達支援センターぽっぽと児童発達支援事業パーチエから、連携の実践の報告がありました。

保育園からは、「療育施設の数が増えすぎていて、それぞれのような内容の療育なのか分からない」「療育に通う子どもが増えており、十数か所の事業所と連携が必要のため大変。各事業所で言われることが違ったりするので混乱する」「連携で保育のやり方を否定されることもあり、戸惑いがある」「等率直な現場の声を聞くことができました。

児童発達支援センターぽっぽから

は、保護者の不安を、連携を通じて園と共有することで、それぞれの立場でどのように保護者に寄り添うかを確認し合い、安心感を作ることを大切にされた連携の実践が報告されました。

児童発達支援事業パーチエからは、家や園、療育で子どもがみせるそれぞれの姿を照らし合わせながら、療育から見える、その子の「ねがい」、発達を伝え、保育の中でその子が安心して生活するために何ができるのか？を園の先生と一緒に考えていくことを大切にされた連携の報告がありました。

子どもと実際にかかわり、その子を知っている人同士が、どうやって親子を支えていくのか考えあう。そして、保護者や園の先生たちが、日々のしんどさや楽しさを共有したり、一緒に考えてくれる仲間がいる」ということを実感し、安心できる。これが連携の大事な部分ではないかと感じました。フロアからの意見では、連携の必

要性は感じているものの、保育園の人手不足で、連携の調整が難しかったり、児童発達支援事業所からは連携の加算の報酬の低さ、人員の確保の難しさや、そもそも運営の不安定さがある中で実施が難しい現状も語られました。親子を丁寧に支え合う連携を行うためには、事業所や保育園にもっと余裕が必要です。これは、国や行政にしっかりと声を上げていく必要があります。

参加者の感想には、「保育園として、どうしたら安心が増える連携ができるか考えていきたい」と思った「保育園の現場の意見が聞けたことで、自分たちの療育についてもっと知ってもらわないといけないと感じた。忙しいがお互い協力してその子のためにたくさん連携していきたいと思いました」などがありました。課題はたくさんあるもの、これからを考え、それぞれの立場で大切にしたいことが再確認できた学習会になったと感じました。

# 大阪の乳幼児関係者で手をつなごう

元自治体発達相談員（大阪）

海老原 功

大阪では5月25日「乳幼児期の関係者で手をつなごう」第2回が、全障研大阪支部の主催で開催され、大阪市（西淀川民間）、寝屋川市、枚方市、大東市、吹田市、堺市、高石市、岸和田市、貝塚市等から関係者の参加がありました（合計29名）。

## ◎実践から学び合おう

会は毎回実践報告と地域交流の2本立てで、今回は西淀川のたんぼ園から「療育に出会えてよかった」という実践に」という報告がありました。大阪市はもともと健診も相談支援も療育もバラバラで自己選択（決定）しかありませんが、たんぼ園では「地域に独りぼつちの障がい児・者家族をつくらない」を目指して、親子教室から通所

事業（時間延長含む）、保育所等訪問支援を行い、療育では生活・遊び・仲間づくりや保護者学習会を柱としています。保護者学習会は「子育ての主人公は保護者」と位置づけ、月2回、学習・行事・交流を組み合わせて、継続的に保護者の「チカラ」と願い実現を支えています。ハウツー目的のプログラムと違い、お互いの人間的信頼がしっかりと息づいていて、園は就学前の時期にとどまらない、地域の発達保障の灯台的役割が変わらず堅持されています。

## ◎疑問、憤り、議論百出

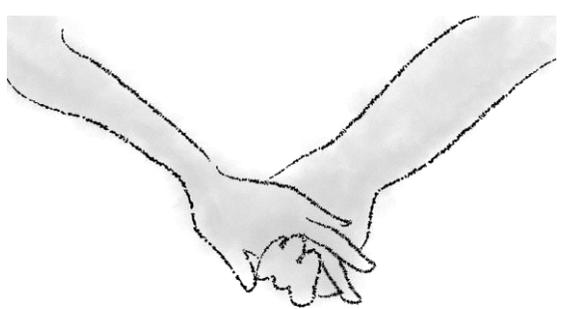
地域交流では、年度末の制度改定に対する疑問、憤り、対処で議論百出しました。とりわけ「児童発達支援センターの医福一元化と新たな取り組み」と「個別支援計画の5領域

化」については、「なぜそれが必要か」「現状やっていることの違い」が整理されないまま提示だけされ、しかも加算減算と直結しているため、机上の空論に振り回されている窮状が各地から出されました。

各現場ではもともと事務職などの配置がなく、請求業務等を園長レベルで行っているところもあり、年度末の（府や市の行政すら内容把握に追い付かない）制度改定は、全く理不尽としか言いようがありません。こんなことが3年ごとに繰り返されては、質の向上はおろか利用者へのしわ寄せが必至です。

## ◎今こそみんなで手をつなごう

そんな中、各地で進む「子ども家庭センター」設置によって（これ自体トップダウンによるもので現場は苦悩しています）、従来縦割り行政で分断されていた「健診」部門と「子育て」部門が同じ部局になり「連携しやすくなるかもしれない！」という発言がありました。ぜ



ひ実現させて欲しいところです。一方、各自自治体で療育の公的責任が曖昧にされる中「民営化や指定管理者制度」やその内容にもアンテナを張り、地域の運動との連携を強めていく必要性も求められています。障害乳幼児をめぐる情勢は、かつての私たちが取り組んできた「地域療育システム」づくりとは真逆の方向に進んでいます。その値打ちはむしろ一層光り輝いていると言えます。学び合ってください！

# 親子で安心して療育を受けられるように

障害児通所支援利用者負担無料の継続を求める会（鹿児島県）

代表 鮫島 梨紗

現在、特別支援学校中学部の娘を持つ母親です。娘は、乳児の時から発達の違いや育てにくさを感じており、2歳の時に児童発達支援（療育）につながりました。通い始めた時は、鹿児島市の独自助成があり、おかげさまで無料で通園できるといふ、ありがたい仕組みがすでにありました。娘とじっくり向き合おうと仕事を辞めたわたしにとって、療育は親子で安心して過ごせる居場所になっただけでなく、娘のありのままを受け入れることができ、心の底から愛おしいと思えるようになった場所でした。現在、娘は特別支援学校と放課後等デイサービスにお世話になり、様々な活動や体験を通して、

友だちとつながる喜びや自分のできる世界が広がり、自信がつき、堂々と自分らしく日々を生きています。この通所支援を無料で受けられるのは、さかのぼること20年以上前、2003年の支援費制度導入により、それまで無料であった発達支援に「利用料」が発生したことで、これまで発達支援を受けていた親子の中で「支援を受けられない」親子が出てしまい、それに対して当時の鹿児島県内の保護者や支援関係者が立ち上がり、願いや要求を粘り強く伝えていった結果であると聞きました。結果、鹿児島市は2007年4月より、「障害のあるすべての人が安心してサービスを受けられるために」と児童デイサービスⅠ・Ⅱの利用者負

担の恒久的無料化を実施してくださっています。今日まで17年間継続していただけていることに、心から感謝しております。

しかし、今回、通所支援の利用料についての「独自助成の見直し（有料化）」が検討されていることを耳にして、とても衝撃を受け、不安な気持ちでいっぱいになりました。周りの放課後等デイサービスに通う親たちからも、「何も知らない」「そうなるのは通うことができなくなる」「当事者抜きで決めないでほしい」といった不安の声が上がっています。

今回学習をする中で、鹿児島市の利用者負担無料の取り組みは、子どもの権利条約に即した取り組みであり、また全国的にみても先進的な素晴らしい取り組みであることを学びました。私たちが、安心の中で適切な支援を受け、子ども

の未来に希望をもてる子育てができたように、これから先の子どもたちや親御さんたちも、今と同じように子育てできることを強く、強く願ってやみません。そして、鹿児島市の利用料無料の取り組みは、素晴らしい取り組みであることをたくさんの人に知ってほしい、今までとかわらず多くの親子が救われていくように、私たちにできることは何か？という思いから、この会を発足いたしました。当事者（保護者）や事業所の皆さんに、この現状をお伝えしたいと思い、これからの親子にも安心して鹿児島市で支援を受けられるように願い、利用者負担無料の継続を市に要望していきたいと思っております。

現在、保護者や支援関係者とともに、署名活動も始まり、8月末までに市内で一万筆、県内で一万筆を目標にしています。

# 障害者問題研究

第52巻  
第2号  
(通巻198号)

AUG. 2024  
VOL.52

No. 2

保育の今を知る  
最新号

## 障害児保育の半世紀 ——制度と実践の課題

制度化から50年、発達保障を求めて。  
「幼児期までに育てほしい10の姿」の功罪は？  
こども家庭庁創設後の保育は？  
こども誰でも通園は何をもたらすのか…

特集にあたって 井原哲人/こども家庭庁創設・異次元の少子化対策と保育政策 逆井直紀/子どもの発達を保障する保育目標・保育内容と保育実践の創造 藤野友紀/1970年代の名古屋市における障害児保育制度導入の歴史 藤林清仁/チームで保育をつくる 岡本史子/主体性はどこに？——水頭症のYくん 鈴木琴葉・谷本昌子/職員集団の力量形成と保育実践 小林孝生/保育園への施設支援 寺田有紀

実践に学ぶ  
◎小学校通級特設教室の実践 大阪 桜井梓  
◎放課後等デイサービスの実践 鹿児島 花木正斉  
ワイドアングラ  
高齢者人権宣言の意義と展望 鈴木静  
動向 人口問題、人口政策を考える 友崎英隆

定価 2,750 円  
(本体 2,500 円 + 税)  
個人購読 11,300 円 (年令)  
半年刊発行  
6月・8月・11月・2月)

全障研出版部

〒169-0051 新宿区西早稲田 2-15-10 西早稲田閘口ビル4F  
TEL:03-5285-2601 FAX:03-5285-2603 www.nginet.or.jp

# 療育って楽しい！ 仲間がいっぱい ひろしまの療育

全障研広島乳島幼児サークル 編

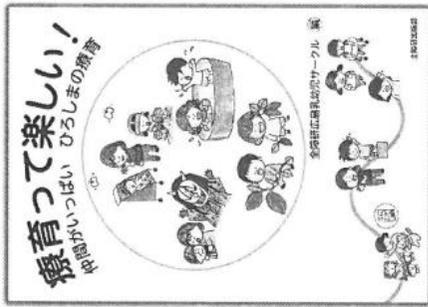
療育って楽しい！と思えるような療育づくりを  
保護者とともに数々の実践と運動を紡いできた  
広島からのメッセージ

療育で大切にしたいこと、明日の療育が見えてくる

- 序 療育の灯火  
はじめに 子どもの笑顔と仲間がっぱいの療育  
part1 療育の中で育つ子どもたち  
part2 療育を紡ぐ楽しさと喜び  
part3 期・保護者と療育  
part4 縦糸に歴史、横糸に実践と人々の思いを  
part5 広島乳島幼児サークルの役割  
part6 療育が教えてくれること  
おわりに——平和であれはこそ

A5判128ページ

定価 1,650 円(本体 1,500 円 + 税)



# ◆「みんなのねがい」大好評連載に大幅加筆！上巻刊行 発達の中の煌めき・上 子ども・障害のある人びとの発達

文・写真 白石正久 藤本奈々 著 白石恵理子 監修 監修 監修

定価 2,200 円

○発達とは、他者と手をつなぎあつたことを知り、そのつながりや集団を通して、みんながが幸福になれる社会を創っていく過程でもあります



## 目次

第1部 生きる・つながる・発達する  
① 生きる・つながる・発達する ② あなたといっしょに、もつと生きたい——重症児教育と「生後第一の新しい発達の方」  
③ 子育てを応援する地域づくり ④ 新しい発達の方を親／地域社会を愛する ⑤ 言葉の世界を拓く——障害のある子どもたち ⑥ 自閉症児と1歳半の通し ⑦ 本当の要求ことはなにか——自閉症児と1歳半の通し ⑧ 2次元の世界を豊かにする——「労働」から考える——その人らしさが2次元の世界をかきとる ⑨ 2次元の世界を切り開く重症児／⑩ 成人期を豊かにする——ただそれだけ——心をもっとあげていきたんたん大きくなる——3次元の世界を切り開く ⑪ 導き導かれる——自分をつくる——9歳の節 ⑫ 自分と社会を客観的にみる——9歳の節 ⑬ 自分と集団のなかで自分をつくる——9歳の節

第2部 解説のページ 学びあい、語りあうために  
① 発達とはなにか ② 乳児期前半の発達の段階 ③ 乳児期後半の発達 ④ 幼児期の発達 ⑤ 1次元可逆操作の世界 ⑥ 2次元可逆操作の世界 ⑦ 3次元可逆操作の世界 ⑧ 9歳の節 ⑨ 飛躍

全障研出版部

TEL:03-5285-2601  
FAX:03-5285-2603  
www.nginet.or.jp

全障研出版部

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-15-10 西早稲田閘口ビル4F  
TEL:03-5285-2601 FAX:03-5285-2603

# 教育と保育のための発達診断セミナー

2024年12月1日(日) オンライン



9月申込スタート

【テーマと講師】

- ① 発達保障のための子ども理解の方法  
(木下孝司さん 神戸大学)
- ② 自閉スペクトラム症と発達診断  
(別府哲彦さん 岐阜大学)
- ③ ライフサイクルと発達診断  
(白石恵理子さん 滋賀大学)

NPO法人 発達保障研究センター  
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田2-15-10  
西早稲田閘口ビル4F 全国障害者問題研究学会内  
npo.center@nginet.or.jp

080-4332-1601